



「東近江市ボランティアグループ育成・支援事業」助成要綱

（目的）

第1条 東近江市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は地域住民の自主的かつ自発的なボランティアグループを育成・支援するとともに、地域福祉の向上やボランティア活動の一層の広がりを図ることを目的とし、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

（助成の対象）

第2条 市社協に登録しているボランティアグループを対象とする。

（対象活動）

第3条 自発的な意志に基づき、他人や社会に貢献し、地域福祉に寄与する無償のボランティア活動とする。

（助成金額）

第4条 1グループにつき2万円を限度とし、助成額は、総事業費の1／2の助成とする。ただし、100円未満は切り捨てるものとする。なお、本会の当年度予算額の範囲内での決定額とし、上限額に満たないこともある。

（助成の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとするグループは、助成事業申請書と次に掲げる書類を添えて、市社協に提出するものとする。

- （1）活動計画書（様式1）
- （2）活動収支予算書（様式2）
- （3）グループ会員名簿（様式3）
- （4）その他必要な関係書類

（助成の交付決定）

第6条 前条の申請があった場合は、共同募金助成事業審査委員会が審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

助成額の決定は、活動内容、活動回数、繰越金等を考慮し決定する。

（助成金の交付）

第7条 市社協会長は助成額の決定に基づき、概算払いにて助成金を交付する。

（活動の報告）

第8条 年度内活動終了後、速やかに次に掲げる書類を翌年度4月1日（土曜日・日曜日の場合は翌日）までに市社協へ提出するものとする。

- (1) 活動報告書 (様式4)
- (2) 収支決算報告書 (様式5)
- (3) 総事業費すべての領収書または、レシート (写し)
- (4) その他必要な関係書類

(助成金交付の取消)

第9条 市社協会長は助成グループが次の各項のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取消または助成金の返還を求めることができる。

- (1) 本要綱の目的以外に使用したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなつたと認めたとき
- (4) 助成金額に余剰金が発生したとき

付則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。